

宇部市長公式 You Tube（ユーチューブ）に関する運用規程

令和4年9月30日

宇部市 広報広聴課

（目的）

1. この運用規程は、市長が「YouTube（ユーチューブ）」を活用して、市政等に関する様々な情報を積極的に発信することを目的とする。

（適用）

2. この運用規程は、宇部市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（以下「宇部市ガイドライン」という。）に基づき、宇部市長公式 You Tube（以下「当アカウント」という。）を利用して情報発信する際に適用する。

（アカウント情報）

3. 広報広聴課に担当者を置き、当アカウントの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。当アカウント名は、宇部市長チャンネルとする。

（情報発信）

4. 原則として、当アカウントは広報広聴課で管理する。

（対応時間）

5. 原則として、執務時間内（宇部市の休日に関する条例第1条第1項各号に掲げる日を除く8時30分から17時15分まで）に投稿する。
ただし、広報広聴課長が必要と認めたときは、この時間帯以外にも投稿することができる。

（意思決定）

6. 情報発信については、原則として情報を発信する課等の長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものは YouTube の特性や情報発信の即時性を考慮し、YouTube 担当者の判断により当アカウントに直接情報を発信できるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
 - (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて発信する場合
 - (3) 法令等で定められている内容を発信する場合

（投稿動画の利用）

7. 宇部市ガイドラインの「禁止事項」に該当しない限り、当アカウントの投稿の拡散は自由とする。ただし、投稿元が当アカウントであることを明記する。

（知的財産権、著作権、肖像権などの全ての権利）

8. 当アカウントに掲載する個々の情報（動画、キャプションの文章など）に関する知的財産権は、当市に帰属したものとする。投稿は原則として、誰でも自由に利用できるものとするが、当市が知的財産権を放棄するものではない。当アカウントが再投稿した情報

(動画等、文章など)に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。

9. 再投稿または転載(動画のダウンロード)の際は、投稿元のアカウントの方針に従うこととする。

(アカウントへのコメントの表示)

10. 注意事項に反するコメント等については、運営主体の判断で削除を行うこととする。

- (1) 公序良俗又は法令に反し、又はそのおそれのある内容
- (2) なりすまし、虚偽又は詐称の内容やミスリーディングにつながる内容
- (3) 建設的な議論を妨げる内容
- (4) 第三者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容
- (5) スпам行為
- (6) 著作権、商標権など、市又は第三者の権利を侵害する内容
- (7) 政治活動、選挙活動、宗教活動
- (8) 自己の商品、店舗、会社の紹介、宣伝等の商業的行為を含む内容
- (9) 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- (10) わいせつ表現等を含む不適切な内容
- (11) 名誉、信用を傷つける内容
- (12) 他の利用者が不快と感じる内容
- (13) その他公式 You Tube の運営にあたり不適切と判断した内容

(宇部市公式ウェブサイトへの表示)

11. 広報広聴課は、なりすましでないことを証明するため、当アカウントのリンクを宇部市公式ウェブサイト上に掲載する。

12. 広報広聴課は、この運用規程を宇部市公式ウェブサイト上に掲載する。

(なりすましへの対応)

13. 広報広聴課は、当アカウントになりすましたアカウント及び公式なものと誤解を招くアカウントを発見した場合は、宇部市公式ウェブサイト等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(注意事項)

14. 他人の著作物を撮影し、それを素材に加工または合成した場合、著作権の侵害に当たる場合があるため、人物の動画を投稿する場合は、被撮影者の承諾を得たもののみとする。

15. また、著作権または肖像権に関するトラブルに関して、当市は責任を負わないものとする。

(広告の表示)

16. 動画の広告表示は無効とし、アップロードする動画について広告表示による収益化は図らないこととする。